



CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2024 FEB (Vol.81)

CONTENTS

海外拠点ニュース フェリーとバス～香港珠海マカオ大橋開通 5 周年を機に～	2
中国銀行 香港支店	
新興国ニュース 第 8 1 回 海外最新ビジネス情報.....	6
株式会社東京コンサルティングファーム	
ベトナムのいまとみらい＜第 9 回＞～外国人労働者の雇用手続きと元旦節（テト）の準備～	9
みらいコンサルティンググループ Nippon MIRAI Company Limited Hanoi Office Branch Director	
社会保険労務士 山本 真佑氏	
タイ法令の最新情報	12
Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
ベトナムの個人情報保護政令＜ベトナム＞	14
CaN International 国際会計事務所 (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー) ディレクター 山岡 靖氏	
【インドネシアの税務における損金の重要性と日本との違い】＜インドネシア＞.....	16
PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ) 榮 颯馬氏	
キャピタルゲイン課税の導入＜マレーシア＞	19
Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー) Managing Director	
日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
＜香港 2023 年の総括と 2024 年の展望＞	21
香港マイツビジネスコンサルティング	
2024 年に注視、対応すべき日中の重要な法律法規（会社法改正、外商投資法ほか）を解説～特に会社法の改正施行 や外商投資法の移行期間の終了に注意～	23
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	

株式会社 中国銀行
岡山県岡山市北区丸の内 1-15-20
TEL : 086-234-6539
香港支店 cbk_hkbr@fr-chugin.jp
シンガポール支店 cbk_sgrep@fr-chugin.jp
ニューヨーク駐在員事務所 cbk_ny@fr-chugin.jp
上海駐在員事務所 cbk_sh@fr-chugin.jp
バンコク駐在員事務所 cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース

フェリーとバス

～香港珠海マカオ大橋開通 5 周年を機に～

株式会社中国銀行

香港支店

1. はじめに

「フェリーとバスではどちらが早いですか？」

「感覚的にはフェリーの方が早いと思います」

このような会話は、香港からマカオへの渡航を検討されている方からしばしば聞かれる問いに対する筆者の回答です。

香港からマカオへ渡航する場合、フェリーを使用する海上ルートと、車両を使用する陸上ルートに大別されます。海上ルートは古くから利用されており、実際にフェリーに乗船してマカオに渡航された方も多いと思います。

一方、陸上ルートは 2018 年 10 月を境に大きく変わりました。それ以前は、香港からマカオへ渡航する際、中国広東省を大きく迂回し 3 時間以上の時間を要したため、よほどの事情がない限り陸上ルートは選択されませんでした。

しかし、2018 年 10 月 23 日、香港と中国広東省珠海およびマカオを結ぶ海上橋「港珠澳大橋」（以後、香港珠海マカオ大橋）が開通し、翌 24 日に供用が始まり香港とマカオが海上橋で結ばれました。一部では「香港－マカオ間のアクセスが 1 時間未満に短縮された」との報道もあり、これが冒頭の質問に繋がります。

香港珠海マカオ大橋は昨年（2023 年）10 月 23 日で開通から 5 周年を迎えました。5 周年を機に海上ルートと陸上ルートで実際にどれくらいの違いがあるのだろうと考え、フェリー、バスそれぞれの方法で香港からマカオへ渡航しその違いを調べてみました。

2. 香港とマカオの比較

まず簡単に香港とマカオの比較を行います。

	香港 	マカオ 
正式名称	中華人民共和国香港特別行政区	中華人民共和国マカオ特別行政区
面積(km ²)	1,110	32.9
人口(万人)	約740	約68.3
通貨	香港ドル(HKD)	マカオパタカ(MOP)
旧宗主国	英国	ポルトガル
民族	中国系	中国系、フィリピン系
言語	広東語、英語、中国語	広東語、英語、ポルトガル語
行政長官	李家超	賀一誠
主要産業	金融業、不動産業、観光業、貿易業	観光業、カジノ産業
一人当たりGDP	約49,800米ドル	約35,600米ドル

日本国外務省ホームページより筆者作成

【香港】

香港の正式名称は中華人民共和国香港特別行政区です。1997 年に英国から中国に返還され、以後は中国の一行政単位となっていますが、現在もほかの省や自治区、直轄市とは異なる扱いを受けています。「一国二制度」＝「一つの国家に社会主義と資本主義を共存させる」という中国が掲げた原則に基づき、外交と軍事以外は香港において高度な自治が認められています。

面積は 1,110 km²で岡山県高梁市の約半分。面積には人の住めない山岳地が含まれているため香港の人口密度（6,600 人/km²）は東京都のそれ（約 6,300 人/km²）と同程度になっていますが、人の住める可住地の人口密度は非常に高く世界有数の過密地域となっています。主な産業は金融、不動産、観光です。

【マカオ】

マカオの正式名称は中華人民共和国マカオ特別行政区です。1999 年にポルトガルから中国に返還され、以後は中国の一行政単位となっています。香港同様に「一国二制度」により外交と軍事以外は高度な自治が認められています。

面積は 32.9 km²で岡山県浅口市の約半分。人口密度は 20,700 人/km²となっています。国連の 2021

年人口統計年鑑で国・地域別の人口密度でマカオが最も高い結果となっています。主な産業は観光とカジノです。

3. 香港珠海マカオ大橋の概要

香港珠海マカオ大橋は英語で、Hong Kong-Zhuhai-Macao Bridge と記載されます。2002 年に香港政府が中国政府に建設を提案して以来、16 年掛けて開通に至りました。全長は約 55km（瀬戸大橋の約 4 倍の長さ）で、世界最長規模の海上橋です。海底トンネル（約 7km）と主橋（約 23km）を海上部分（約 30km）とし、香港側の接続道（12km）および珠海側の接続道（約 13km）によって構成されています。香港と珠江デルタ西部との交通接続を改善する目的で建設されました。

5 年間の延べ交通量は旅客 3,600 万人、車両 750 万人に達しています。一方で、新型コロナウイルス禍の影響などから、政府の当初見通しに比べ利用が伸び悩んでいるとの指摘もあります。



4. 香港からマカオへの移動記録

今回の調査にあたっていくつか比較となる前提条件があるため、以下に記載します。

- ①スタート地点である社宅は香港島の湾仔に所在。
 - ②バス移動は 2024 年 1 月 6 日（土）、フェリー移動は 2024 年 1 月 13 日（土）に実施。
 - ③移動は徒歩のほか、公共交通機関（タクシーを除く）を利用。
 - ④香港での MTR（鉄道）、路線バスはオクトパスカード（香港で広く普及しているチャージ式 IC カード）を使用して支払った。マカオでの路線バスはマカオパス（オクトパスカードのマカオ版）を使用して支払った。IC カード利用により割引が受けられる。（補足：香港ではデポジット不要の旅行者向けオクトパスカードもあります。）
 - ④往路、復路ともに同じ移動手段を使用（往路がバスなら、復路もバス）。
 - ⑤マカオ行きのフェリーチケットは事前にインターネットで予約・支払い済で、窓口でのチケット受領が不要な e-ticket を利用。
 - ⑥香港側のイミグレーションは香港 ID カード（香港に居住する者に対して発行される身分証明書）を使用して自動ゲートから入出境。
 - ⑦マカオ側のイミグレーションはパスポートを使用して有人窓口から入出境。
- （香港 ID カードでのマカオ入出境は不可）

香港のオクトパスカード



マカオのマカオパスカード



【バス移動】



バス移動の場合は、路線バスを利用することから事前の座席予約やチケット購入の必要がなく手軽に移動できることがメリットの一つと言えます。

香港で路線バスを運行する「城巴 (Citybus)」の場合、バス番号の先頭に「A」が付されている路線はすべて香港国際空港を経由して香港珠海マカオ大橋イミグレーションに向かいます。筆者が乗車した「A11」番バスは15～30分間隔で運行されています。

香港珠海マカオ大橋を移動するシャトルバスも頻繁に運行されていて、ほぼ待つことなく出発しました（座席に座ることが可能）。なお、この区間は香港出境後、中国に入国していませんが中国と同様の右側通行となっています（香港は左側通行）。

マカオイミグレーション到着後、マカオへの入国も混むことなくスムーズに行うことができました。しかし、ここからが予想外に時間を要しました。マカオイミグレーションから路線バスでセナド広場に向かう途中で渋滞に巻き込まれ、路線バス乗車からセナド広場の最寄りのバス停まで約7kmの距離を40分も掛かってしまいました。この路線バスはマカオ郊外から中心部に向かって運行するため、中心部の交通状況に影響を受けます。

【フェリー移動】



フェリー移動の場合は、座席に限りがあり、かつ運行本数も路線バスと比較して少ないことから事前のチケット購入を推奨します（インターネット購入可）。当日窓口にてチケットを購入することも可能ですが、乗船希望のチケットが完売の場合はチケットが残っている便で乗船するか、もしくは別便のチケットを購入した上で当初乗船希望していた便をキャンセル待ちする（スタンバイの列に並ぶ）かの2択となります。時間を有効に使う（場合によっては経済的な）観点から事前のチケット購入をお勧めします。

フェリー乗船後はマカオ・外港フェリーターミナルまで船内で座って到着を待つことができます。マカオ・外港フェリーターミナル到着後、入国はスムーズで路線バス乗車後は渋滞もなく、さほど時間を要することもなく到着地であるセナド広場に到着しました（もちろんこれは朝の早い時間であったことが要因だったと言えます）。

（筆者が乗船したフェリー：TURBO JET 社）



5. まとめ

バス移動、フェリー移動について主な項目を比較すると下表のようになります。

所要時間では、当初の感覚通りフェリー移動に分がある結果となりました。バス移動は唯一費用面でフェリー移動より優位でした。旅行者の場合、時間に制限があることから船酔いに心配が無ければフェリー移動が第一の選択肢になると思います。「香港－マカオ間のアクセスが1時間未満に短縮」との報道については、香港出境からマカオ入境までの所要時間は確かにバス移動の場合はほぼ1時間となっています（フェリー移動の場合は1時間40分）。しかし、Door to Door ではフェリー移動の所要時間が短い結果となりました。

ただし、出発地の違いや渋滞等の交通状況によって結果が左右される点にはご注意ください。

	バス移動	フェリー移動
所要時間	189 分 (3 時間 9 分)	151 分 (2 時間 31 分)
移動距離 (注 1)	約 94km	約 72km
費用 (片道)	HK\$109.90	HK\$198.70 (注 3)
(往復)	HK\$198.90 (注 2)	HK\$359.40 (注 3)
乗換回数 (片道)	2 回 ①路線バス ⇒ シャトルバス ②シャトルバス ⇒ 路線バス	2 回 ①MTR ⇒ フェリー ②フェリー ⇒ 路線バス
歩数	約 4,000 歩	約 3,000 歩

(注 1) Google map の距離計測機能を利用して計測。

想定される移動工程を計測した距離であり、実際の移動距離とは異なる。

(注 2) 香港の路線バスでオクトパス利用の当日往復割引が適用されている。

(注 3) e-ticket 割引が適用されている。

コロナ禍後、日本から香港への旅行者が戻ってきているとの報道に合わせて、街中でも旅行者と思われる日本人を目にする機会も増えていきます。香港への旅行の際は、マカオとセットで計画を立てることも多いと思われます。是非、香港へ旅行の際は（時間が許せば）マカオへも渡航して香港とは異なった雰囲気を楽しんでいたと思います。

香港からマカオへの移動で本記事が一助となれば幸いです。

※本記事については、香港支店の派遣行員が 2024 年 1 月に香港からマカオへ渡航した際の体験に基づき作成しております。実際に渡航される際には、読者さま自身で最新の情報をご確認下さい。

香港支店

所在地：

新住所 *2 月 26 日より移転

Room 1402 on the 14th Floor, York House The Landmark, 15 Queen's Road Central, Hong Kong
電話番号（国番号 852）2523-0312

※電話番号は変更ございません

所在地：旧住所

Rooms 601&609-610, 6th Floor Gloucester Tower, The Landmark, 15 Queen's Road Central, Hong Kong

新興国ニュース

第81回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はインド、メキシコ、中国の最新情報をお届けいたします。

ぜひご一読ください。

～インド～

■ 電子インボイスについて

電子インボイスとは、GST (Goods and Services Tax; 付加価値税) 申告簡素化のために、2020年1月から導入された、B2B (企業間取引) 請求書を電子的に認証されるシステムのことです。

電子インボイスは、GST ネットワーク (GSTN) によって管理される請求書登録ポータル (IRP) によって、すべての請求書に対して識別番号が発行されます。

そして請求書情報は、請求書登録ポータル (IRP) から GST ポータルに直接渡されるため、GST 申告における処理コストが大幅に削減すると言われています。

適用範囲として、2020年10月1日から、売上高が50億インドルピー以上の企業によるB2B取引に対して、2021年1月1日からは売上高が10億インドルピー以上の企業を対象に、2021年4月1日からは、全てのB2B供給に拡大され、対象範囲は年々変化しています。

2023年6月12日にNICは売上高が10億ルピーを超える納税者に対し、そして、2023年7月15日から二要素認証による電子請求書へのログインを義務付けることになりました。対象企業の方は今後のアップデートに注視する必要があります。

■ デリー首都圏の大気汚染対策の通達

2023年11月5日、インドの大気質管理委員会 (CAQM) がデリーにおける大気汚染対策についての通達を発表しました。

インドでは、オートリキシャやタクシー、家庭用ストーブに使用される安価な燃料、建物の取り壊しと建設の際に発生する粉塵などが原因となり、深刻な大気汚染問題を引き起こしています。

特に、デリー首都圏では毎年冬の時期になると、高レベルのPM2.5粒子状物質を引き起こします。

(世界保健機関(WHO) が推奨する安全限界値の5倍ほど)

11月4日の時点ではデリー首都圏の平均大気質指数 (AQI) が415 (ステージ3) と記録されていましたが、11月5日の午前5時の時点でAQIが454 (ステージ4) と急上昇したため、今回の通達が発表されることになりました。

以下、本通達の主な内容となります。

- ・デリーへのトラックの進入を禁止する。(必需品や必須サービスを提供するトラック、およびすべてのLNG/CNG/電気トラックを除く)。
- ・デリー国外で登録された小型商用車 (EV、CNG、BS-VI ディーゼル以外) のデリーへの入境を禁止する (必須物資、必須サービスを輸送するものを除く)。
- ・デリーで登録されたディーゼル駆動の中型貨物自動車 (MGV) および重量貨物自動車 (HGV) の運行を禁止する。(必須物資、必須サービスを輸送するものを除く)。
- ・高速道路、道路、高架橋、送電線、パイプラインなどの線形公共プロジェクトの活動を禁止する。
- ・公共、地方自治体、および民間のオフィスが50%の人員で勤務し、残りの人員は在宅勤務するのかどうか決定をする。

・大学/教育機関の閉鎖や緊急時以外の商業活動の閉鎖、登録番号の奇数偶数に基づく車両の走行許可などの追加の緊急措置を検討する可能性がある。

また CAQM は通達の中で、子供、高齢者、呼吸器疾患、心血管疾患、脳血管疾患、またはその他の慢性疾患のある人は、屋外での活動を避け、できるだけ屋内に留まるよう呼び掛けました。

～メキシコ～

■ 1 週間あたりの労働時間の短縮に関して

本稿執筆時点で、まだ未決定ではありますが、1 週間の労働時間の上限を 48 時間から 40 時間変更するという憲法改正案が近々可決される可能性が高いものとなっています。

もし可決されるとどのような問題が生じる可能性があるのでしょうか。

製造業の視点で考えてみます。

主に上げられるのは 2 点です。

- ・ 残業代の増加（人件費の大幅な増加）
- ・ 生産量の減少

1 つ目の人件費の増加については、現行の労働法では 1 週間で 48 時間までは残業代は発生しません。

1 週間の労働時間の上限が 48 時間から 40 時間に変更された後に今まで通りの時間で従業員が労働をした場合 8 時間分の残業代を支払わなければいけなくなります。

法律では従業員への残業代は 200%・もしくは 300%を支払うことになっているので、人件費においてインパクトがある可能性があります。

2 つ目の生産量の減少については、実質的に 8 時間（1 日分）労働時間が少なくなるため、工場での生産量が減ると考えられます。今まで通りの生産高を維持するためには、8 時間の時間外労働

を支払って働いてもらう、もしくは生産性を向上させて生産量を維持することの 2 択になってきます。

残業代の支払により生産量を高める方法は、その分売価を上げなければ、コストだけが上がり、利益率も悪くなってしまいます。

まずは、本改正の機運が高まっていることを機に、生産性の改善に取り組んでいくことが得策と言えます。

～中国～

■ 社保納付を税務局システムから実施

2023 年 11 月 16 日、国家税务总局上海市税务局、上海市财政局、上海市人力资源和社会保障局、中国人民银行上海市分行、上海市医疗保障局より、「关于优化调整社会保险费申报缴纳流程的公告（社会保险料の申告納付プロセスの最適化調整に関する公告）」が公布されました。

当該公告の内容によると、2023 年 12 月 1 日より、使用者と個人の社会保険費用申告部門は従来の人社局から税務局に調整されることとなります。（社会保険登録、権益記録、社会保険待遇の査定などの業務は引き続き社会保険（医療保険）取扱機関が取り扱う）

また、使用者は毎月 15 日までに自ら税務部門に社会保険料を申告納付しなければならず、従業員個人の納付部分は使用者が社会保険関連法律法規に基づき源泉徴収しなければなりません。

使用者は規定に従って税務部門に従業員の納付給与を申告し、調整します。2023 年度の社会保障納付基数の申告または査定を完了した使用者は、税務部門に納付給与を再申告する必要はなく、本社会保障年度内に従業員の納付給与を新たに追加または調整する場合は、税務部門に申告しなければなりません。

以上

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

ベトナムのいまとみらい

<第9回>

～外国人労働者の雇用手続きと
元旦節（テト）の準備～

みらいコンサルティンググループ

Nippon MIRAI Company Limited

Hanoi Office Branch Director

社会保険労務士

山本 真佑氏

2月のホーチミン市は乾季の暖かい時期、とても過ごしやすい季節です。晴れの日が多く、平均気温は24℃から28℃、湿度は低く、日陰に入ると涼しい風が吹いてきます。朝晩は、少し肌寒く感じますが、日中は暑い日もあります。日本と同じ感覚で、冬と思って油断して対策を怠ると日焼けしてしまいますので、注意してくださいね。

2024年1月、ベトナムにおける外国人労働者の雇用手続きが変わりました。ベトナムにおいて外国人労働者を雇用する場合、外国人採用承認書の申請前に、同職種・同ポジションでのベトナム人労働者への求人告知が義務づけられました。日本人を現地採用する場合だけでなく、日本の親会社からベトナムの現地法人に日本人を出向させる場合にもこの手続きが必要です。

この変更の背景には、ベトナム国民の雇用を守る狙いがあると思われます。現在ベトナムでは外国人労働者を採用する条件として、ベトナム人の最低雇用人数の枠は設定されていませんが、手続きに加えてこうした枠が今後設けられるかもしれません。引き続き、政府の動向には、注目していく必要があります。

ベトナム人労働者への求人告知は、外国人採用承認書の提出より15日前に実施する必要があります。また、この一連の手続きは、運用が開始されたばかりで、オンラインシステム上での不具合が発生する可能性がありますので、労働許可書の

申請手続きには余裕をもったスケジュール設定をおすすめします。

こうした法改正とともに2024年が明けたのですが、皆様もよくご存じのとおりベトナムでは旧暦で新年をお祝いします。それがベトナムの最も重要な祝日・祭事であるテト・グエン・ダン（Tet Nguyen Dan／元旦節）です。一般的にはテト（Tet）としてよく知られています。旧暦1月1日～1月3日までがテトとなり、2024年は新暦で2月10日～2月12日でした。テト休暇は、5連休と定められています。そのため、土日を含めて毎年7日間の休暇となり、2月8日から2月14日がテト休暇になりました。



テトの準備として、ベトナムの家庭では、家中を大掃除します。これは、古い物を捨て、新しい物を迎えるという意味です。前年の不運を取り除き、新年を迎える準備をすることを象徴しているそうです。こうした考え方は日本とも共通していますね。

また、お墓参りの習慣もあり、家族の祠を掃除し、お香を焚いて祖先の写真を置き、花や果物のお供え物をします。

テト間近になると全国各地で花市場がひらかれ、たくさんの綺麗な花が並びます。テトの風物詩の一つです。北部ではピンクの桃の花で、中部や南部では黄色い梅の花が人気です。これらの花や木は街中で華やかに展示されます。桃の花は魔除けになるとされており、黄色い梅の花は金運アップを意味しているそうです。



そして、旧暦の大晦日には、先祖を出迎える儀式が、特に南の地域で大切にされています。祭壇への供え物として欠かせないものは「mam ngu qua」です。これは、「mam」はお盆、「ngu」は数字の5、「qua」は果物で、大皿の上に五色の果物という意味になって、五色の果物を綺麗に並べて飾ります。

また、テトのために準備する料理もたくさんあります。日本のお節料理のようなものでしょうか。

ベトナム人にとって最も大切な伝統料理は、バンチュン（Bánh chưng／ちまき）です。これは、もち米や豚肉や緑豆等で挟んで、バナナやココナッツの葉っぱに包んで蒸す料理です。「テトといえばバンチュン」くらいのつながりの強さを感じます。

人参・玉ねぎ・ラッキョウなどのピクルス、ユア・モン（Dưa món・漬けもの）も、作られます。これは、バンチュンと一緒に食べたら一層美味しいです。



テト休暇は、ベトナムが一年で最も賑やかな時期です。何百万人もの人々が家族や友人に会うために実家へ帰ります。ここも日本と同じなのですが、少し違った習慣もあります。それは、「お年玉」です。ベトナムは日本同様、「大人から子供に」お年玉をあげる文化があるのですが、なんと、「大人から大人に」にお年玉をあげるのです。まずは、自分の両親にお年玉。そして、企業や会社の社長・マネージャー等の管理職が、社員や部下にお年玉をあげます。ベトナム以外の地域でもあるようですが、この習慣を初めて聞いた時は本当にびっくりしました。

最後にベトナム語の「あけましておめでとうございます」をご紹介します。テトの時期にベトナムを訪れた際には、ぜひ、言ってみてください。

「Chúc mừng năm mới」（チュック・ムン・ナム・モイ）です！

「グローバルビジネス支援」ポータル WEB サイト
を公開しました。

ぜひ一度ご確認ください。

<https://miraic-global.jp/>

◆みらいコンサルティングベトナムのご案内◆

ベトナム進出のご相談先：

みらいコンサルティングベトナム ハノイ支店

9th Floor, VIT Tower, 519 Kim Ma Street,

Ba Dinh District, Hanoi, Vietnam

山本 真佑

Shinsuke Yamamoto

yamamoto-s@miraic.jp

事業内容：

みらいコンサルティングベトナムでは、ベトナムでのビジネス事情に詳しい日本人コンサルタントが日越両国拠点からご支援します。市場調査から法人設立、会計・税務支援に加え、ベトナム企業との各種マッチングや、在ベトナム日系企業が抱える労務・人事問題への支援、現地法人への日本親会社からの内部統制など、あらゆる課題におこたえします。

タイ法令の最新情報

Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP)
(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP) 法務部より「定年退職および退職後の雇用について」お届け致します。

定年退職および退職後の雇用について

定年退職は、労働者保護法において以下3つの条件にて定められている。

- ① 雇用主と従業員間にすでに合意がある、または、雇用主が定めた規定に従い実施する。この場合、定年退職を60歳未満、満60歳、60歳以上としても定めることができる。
- ② 定年退職を60歳以上と合意している場合は、60歳以上になる従業員は、雇用主に定年退職を申請し、退職届を提出した30日後に退職できる。
- ③ 定年退職を規定として定めていない場合、60歳以上になる従業員は定年退職を雇用主に申請し、退職届を提出した30日後に退職できる。

なお、上記の条件により従業員が定年退職する場合、法律において定年退職による解雇と見做されるため、雇用主は定年退職になる日をもって労働者保護法が定めた条件に従い従業員に解雇補償金（退職金）を支給しなければならない。

また、退職後に雇用主は当該従業員を継続雇用もできる。退職後の再雇用は下記のとおり2つの方法がある。

①従業員として雇用する場合：

従業員は退職前と同様の条件で雇用され、雇用主の管理下に所属する。従業員は就業規則に従い業務をおこない、休暇は事前に雇用主へ申請する。また、従業員が就業規則に違反した場合は、雇用主は従業員を懲戒処分とすることができる。この場合の再雇用において、その後雇用主が従業員を解雇する場合¹、従業員が新雇用契約を締結した日から解雇されるまで継続して120日以上労働した場合は、雇用主は労働者保護法の規定のとおり従業員に再度解雇補償金を支給しなければならない。

②業務委託として雇用する場合：

従業員は雇用主の管理下に属さず²、業務達成を目的として雇用される。顧問契約または業務委託契約のように、従業員は就業規則に従い勤怠を記録する必要はなく、休暇も事前に雇用主へ申請する必要もない。また、就業規則に違反した場合においても雇用主による懲戒処分はできない。契約において規定された業務範囲は、合意または雇用契約に従う。雇用主から福利厚生への付与はなく、業務において必要な道具等は従業員自身で用意する必要がある。

なお、業務委託の再雇用においてその後雇用主が契約を終了する場合、当該契約は民商法典上の契約であり、従業員は労働者保護法による雇用主の被雇用者とは見做されないため、雇用主は労働者保護法が規定する解雇補償金を支払う必要はな

¹ 裁判所判定第 771/2565

² 裁判所判定第 1468/2562, 裁判所判定第 51/2537

い。（但し、合意条件の詳細により業務委託契約においても解雇補償金の支払いが発生するケースがあるため、専門家の確認を推奨する。）

以上

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok
10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

ベトナムの個人情報保護政令 ＜ベトナム＞

CaN International 国際会計事務所

(マイツグループ中国

・アジア進出支援機構メンバー)

ディレクター 山岡 靖氏

【ベトナムの個人情報保護政令】

①データ保護の概要

ベトナムでは、「サイバーセキュリティ法（2019年1月1日施行）」、「個人情報保護政令（2023年7月1日施行）」により、個人情報・重要データの保護が図られています。サイバーセキュリティ法は、オンラインサービスを提供する事業者が対象となりますが、個人情報保護政令は、個人情報を処理する全ての事業者が対象となります。

②個人情報保護政令

個人情報保護政令は、個人情報保護を目的とした法律であり、個人情報の処理（個人情報の収集、記録、分析、保管、変更、開示、送信、提供、削除等の行為）に従事する組織・個人を規制対象としています。域外の組織・個人であっても、ベトナムにおける個人情報の処理に直接関与し、または、関連を有する場合は規制対象となります。個人情報の処理には、「個人の同意取得」、「個人への処理の通知」、「個人情報処理影響評価書の公安省担当部局への提出」が義務付けられています。公共の必要性に基づく場合などは同意取得等は免除されますが、中国のように「人的資源の管理を行う必要がある場合」などの免除規定が無く、従業員を雇用している企業は、全てが規制対象になってしまうため、今後どこまで厳格な運用がなされるのか不透明な状況です。また、個人情報処理影響評価書の公安省担当部局への提出は、処理開始から60日以内となっていますが、2023年7月1日の施行後に、所定書式が公表されたのが2023年

7月下旬であり、その記載方法に関するガイダンスも出ておらず、提出用のポータルサイトが8月29日の期日直前に公開されました。

<http://119.17.200.66:20609/web/guest/home>

また、生体情報、宗教信仰、政治的傾向、医療健康、犯罪歴、移動履歴など、漏洩や不正により、深刻な影響が想定される個人情報に対しては、敏感性個人情報として、一層の保護策が採られており、個人への敏感性個人情報に関する処理の通知が求められるとともに、個人情報保護担当部門・責任者を定めて公安省担当部局へ通知する必要があります。

③域外への個人情報提供

ベトナム人の個人情報を域外に移転する、若しくは、域外で処理する場合、一定の手続きが必要となります。個人情報移転影響評価書を移転・処理から60日以内に公安省担当部局に提出するとともに、個人情報の移転担当部門・責任者を定めて公安省担当部局へ通知する必要があります。

④まとめ

政令施行日までに、影響評価書の所定書式、提出用サイトの公開がなされておらず、提出期日直前にサイトが公開され、記入方法のガイダンスも出ていないという状況であり、今後、期日の延期等の措置が取られることも考えられますが、まずは、各企業においては可能な限りの記入を行い、8月29日の期日までに提出を行うことが推奨されます。法律事務所においても、記入方法が明確に理解されていない状況であり、各企業での手探りでの対応が求められます。



CaN International 国際会計事務所（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

URL : <http://www.caninternational.co/>

問合先: info@caninternational.co

【ベトナムオフィス】

所在地：31F, Saigon Trade Center, 37 Ton Duc Thang St., Dist.1, HCMC

TEL : +84 28-3910-7424

【日本オフィス】

所在地：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-9-2 第一稲村ビル7階

TEL : 03-6661-1163

-

CaN International は、クロスボーダーの経営課題を解決する国際会計事務所です。現在、日本、シンガポール、香港、タイ、ベトナムに自社拠点を有し、その他の国では提携先と協力しながら、海外事業を手がける日系・外資系企業の会計・税務・コーポレートファイナンス領域のコンサルティング業務を提供しています。



【インドネシアの税務における損金の重要性と日本との違い】 ＜インドネシア＞

PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ)

榮 颯馬氏

ビジネスの舞台裏には、利益と損失という二重の顔が存在します。経営者や投資家にとって、この二者を巡る取引や戦略は、企業の未来を左右する要因となります。損金算入と損金不算入は、この利益と損失の計上に関わる概念であり、その理解は企業経営や投資活動において極めて重要です。本稿では、これらの概念に焦点を当て、また日本とインドネシアでの税法の違いにより起こる損金の取り扱いの違いについても触れていきます。

●国際会計基準と税務

国際会計基準（IFRS）は、企業が一貫性のある国際的な財務報告を提供するための基準を提供しています。この中で、税務上の損金は特に重要な概念であり、企業の財務状況と税務上の状態をつなぐ要素として注目されています。国際会計基準が採用される国、日本やインドネシアにおいても、税務上のルールは国によって様々です。会計と税務の間に掛かる損金の取り扱いについては、企業にとって非常に重要であり、また注意しておかなければいけない点でもあります。この記事では一般的な損金の取り扱いからインドネシアにおける税務上のルールまでご紹介させていただきます。

●損金算入/不算入とは

損金算入は、企業が発生させた損失を利益計算書に反映させることを指します。一方で、損金不算入は損失を利益計算書に計上しない方針を指します。重要になるのはこの損金不算入で、作成した財務諸表上では費用として認識しているものが、損金（税務上の費用）として認められないことが度々起こります。このこと

を理解していないと、ざっくりとしたどんぶり勘定で算出した納税額が、実際に計算された納税額とは大幅に違うという現象が起こりうるのです。

●損金不算入の例

インドネシアでの会計上は費用として認められるが、税務上では損金として認められないものの一部を例としてご紹介します。

- i. 個人的支出
- ii. 事業と関連のない贈答品や補助、ただし特定の宗教上の施しや寄附を除く。
- iii. 各種準備金/引当金。ただし、銀行・特定の金融機関の貸倒引当金、保険会社の保険料・保険金に関する引当金、預託保証協会（Lembaga Penjamin Simpanan、LPS）の預託証券引当金、鉱業会社の開拓費用準備金、林業会社の植林引当金、産業廃棄処理事業の地面閉鎖維持引当金は除かれ、これらは損金算入できる。
- iv. 所得税支払額
- v. 税務追徴金/罰金
- vi. 利益の分配
- vii. 生命保険・疾病損害保険や財務省の認可を受けていない年金制度への会社負担の拠出金、ただし、当金額が従業員の課税対象給与の一部として加算されている場合は損金算入できる。
- viii. 源泉分離課税される所得に関連した費用、例えば、定期預金に関連する借入金の支払利息
- ix. 税金を免除される所得に関連した費用、例えば、所得税が課されない受取配当金を目的として株式を購入するために用いられる借入金の支払利息
- x. 出資金が株式に分割されないパートナーシップや「フィルムス」（Firmas）の出資者に対する給与や報酬

●貸倒引当金費用

上記の損金不算入項目について、日本との税法に違いがあるのが貸倒引当金です。企業が債権の回収不可能を見込んだ際、残余未回収債権に対して貸倒引当金



を計上する場合があります。この場合会計上では、通常貸倒引当金繰入という費用科目を使って費用を認識します。日本では、資本金が1億円以下の普通法人は税務上も損金としてこの費用を認識できると認められています。しかし、インドネシアの税法ではこの貸倒引当金の損金算入は普通会社には認められていません。ですので、引き当てた貸倒引当金費用は、税務上は全て損金否認されるということになります。

●負債資本比率

インドネシアでは一般的に、4:1の単一比率が適用されます。これは、資金調達コストが完全に損金算入されるためには、許容される負債金額は資本金額の4倍に制限されることを意味する。ただし、特定の納税者には例外が適用されます。

●税務調査におけるロイヤリティの費用否認

インドネシアにおいて、通常ロイヤリティ支払いは損金算入可能です。しかしながら、税務調査を経て損金算入否認されるケースが多く見受けられます。損金算入を満たすチェックポイントは主に2点あります。

- i. ロイヤリティ費用が税務規則ガイドラインの条件を満たす
- ii. 国外居住者である関係会社間への支払時に、ロイヤリティの対価性・料率などが公平であり移転価格税制の条件を満たす

※税務規則ガイドラインは2010年租税総局長令43号（PER - 43/PJ/2010）第17条にて掲載されており、以下の3項目を満たすことで、サービスフィーが公平・公正な取扱いを受けていると規定しております。

- i. サービス実施の事実があること
- ii. 商業的や経済的な恩恵があること
- iii. 取引フィー料率が独立企業間と同等であること

インドネシアにおける税務調査の頻出否認ケースに挙げられるロイヤリティですが、移転価格文書などの事前資料の準備を綿密に行うことで、リスクを可能な限り減少させることができます。

●まとめ

本稿で述べたように会計上の財務帳簿と税務帳簿というのは、全く違った視点を持つことが度々あります。事業活動が続ける企業にとっては両方ともに重要な指標であり、必要不可欠なものであることは間違いありません。また会計税務について日本とインドネシアの間には様々な違いが存在しています。インドネシアでの事業活動を考える際にはこの違いの存在を理解したうえで、我々のような会計税務のプロフェッショナルや監査などを通して、適正な財務帳簿、税務帳簿を作成し事業活動に活かすことが必要不可欠であると言えます。



◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E. 3. 3
Jl. Mega Kuningan Lot 8. 6-8. 7 Jakarta Selatan
12950

E メール：so-sakae@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・
労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販
売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディー
デリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導
入いただいている「Bridge Note」は、入力が平
易な多言語のクラウド会計システムです。会計
業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお
考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入が
でき、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下が
ります！



キャピタルゲイン課税の導入 ＜マレーシア＞

Kato Business Advisory

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Managing Director

日本国公認会計士

加藤 芳之氏

＜ポイント＞

- ・キャピタルゲイン課税の導入
- ・2024年1月1日発効

＜キャピタルゲインに対する考え方＞

N子：加藤さん、本日も 2024 バジエツのご解説を宜しくお願い致します。

加藤：はい。

N子：今回のテーマは？

加藤：キャピタルゲイン課税です。

N子：ついに来ましたね！

加藤：そうなんです。以前もお話したと思いますが、たちまち日系企業の皆さんに大きな影響をもたらすかと言うと、正直そうでもないんです。ただ、意味合いというか、根本的な所得税法（含む法人税）の考え方という意味では非常に大きな改正と言っても良いと思います。大きな転換点とも言えると思います。

N子：なるほど。どういう意味で、重大な改正、転換点なのでしょう？

加藤：はい。少し理論的な話になり恐縮なんですけど、そもそもマレーシアってキャピタルゲインは非課税というだけでなく、キャピタルロスも損金不算入なんです。

「注：但し、所得税法（法人税含む）上はキャピタルゲイン非課税であるが、別途不動産譲渡益税法という法律を作り、不動産に関するキャピタルゲインについては従来から課税されていた。また、その関連として、

特定不動産保有会社(RPC)の株式譲渡益については、保有期間に応じて 10%から 30%の税率で不動産譲渡益税(RPGT)が課されていた。」

N子：はい。経費として差し引けないって事ですね？

加藤：はい、税務計算上はね。

N子：はい。

加藤：ですので、キャピタルロス的一种と考えられる会計上の減価償却費(Depreciation)は、一旦全額加算し、その後別途計算した税務上の減価償却費(キャピタルアローワンス)を減算していくという方法を採用します。

N子：工場とかで減価償却費が一切経費にならなかったら、マレーシアに進出する企業なんて無くなりますもんね。

加藤：その通りなんです。税法の基本的なコンセプトとしては減価償却費は認められないが、実際の事業においてそんな事言てられないので、特別に政策的に減価償却的なものを認めましょうというのがキャピタルアローワンスなんです。ただ、そうは言っても会計上の減価償却費は認められないわけですから、政策的に特別に認められるキャピタルアローワンスの幅は、日本の税制などに比べるとぐっと小さくなります。

N子：なるほど、なるほど。

加藤：このキャラクターというのは、元々イギリス税法の考え方で、今でも多くの英国系、コモンウェルスの国々も元は同様です。シンガポールや英国時代の香港などの税制は類似していると言っても良いと思います。

N子：なるほど。確かに日本の木造の建物だと数十年で壊れますが、イギリスの石でできた建造物とか何百年でも持ちそうですもんね。

加藤：そうそう。おそらくそういう考え方から派生したんだと、私も思います。

N子：で今回、なぜ突如キャピタルゲイン課税を導入したんですか？

加藤：そら税収でしょう。今回はマレーシア上場株式は課税対象外となっていますが、おそらくそこが本命



じゃないかと思います。でないと、大した税収にならないですから。

N子なるほど、なるほど。で、どういった制度なんでしょう？

<キャピタルゲイン課税の概要>

加藤：はい。2024年予算では、2024年1月1日から、非上場会社の株式の譲渡につき、以下の税率でキャピタルゲイン税(所得税法(法人税)の範疇として)が課されることになりました。

株式取得日が2024年1月1日以前：納税者は以下のいずれかを選択

- 1) 株式譲渡益の10%；又は
- 2) 譲渡価額の2%

株式取得日が2024年1月1日以降：株式譲渡益の10%

N子：はい。

加藤：個人は課税対象外になりますので、対象は法人のみです。更に、キャピタルゲイン課税の円滑な実施を確保し、事業コストを削減するために、ブルサ・マレーシアが承認した新規公開(IPO)株式や同一グループ内の組織再編に伴う株式譲渡については課税対象外になります。

N子：続きは次回お願いします。有難うございました。

NNA 隔週記事 (出所：NNA)

Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

マレーシアに1997年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し20年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020年に独立し、現在のKATO BUSINESS ADVISORYを設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9名(2020年11月時点)

【有資格者】6名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A支援：バイサイド、セルサイド、財務DD対応
会計事務所系コンサルティング会社だからこそのサービスを提供させていただきます。

ーお問い合わせ先ー

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369



<香港 2023 年の総括と 2024 年の展望>

香港マイツビジネスコンサルティング

2024 年を迎えました、あけましておめでとうございます。香港でも各地でカウントダウンイベントが行われ、ビクトリアハーバーでは盛大な花火が打ち上げられました。今回はコロナ禍が去って初めてのニューイヤーということもあり、今までの同イベントの中でも最大規模、最長のイベントとなりました。花火の様子はテレビ中継の他、香港政府観光局の Youtube 公式チャンネルや Facebook 公式チャンネルでも世界に向けて同時中継され、海外からもその賑わいを見ることができました。

さて、2023 年を振り返ってみますと 1 年の間に様々な出来事がありました。

2023 年に入ってから新型コロナウイルス関連の規制が徐々に緩和され、2 月 8 日からはワクチン接種なしでの渡航が可能になり、3 月 1 日からは 945 日ぶりにマスク着用義務が無くなり、中国大陸との往来も回復しました。

4 月末からは香港政府による消費促進事業の「ハッピー香港」キャンペーンが始まりました。アフターコロナの経済活性化を目的とした電子消費券の配布、MTR の運賃無料デー、無料航空券の配布「ハロー香港」など、お得なキャンペーンが続々登場しました。

8 月には福島第一原発の ALPS 処理水の海洋放出を受け、香港政府は 8 月 24 日より日本の 10 都県からの水産物の輸入を禁止しました。香港の日系スーパーや日本食レストランへの影響、通関検査の強化による流通の遅れなど、甚大なダメージが懸念されました。しかし親日である香港市民の日本食への需要がそれほど変わらなかったこと、科学的根拠への冷静な理解も

幸いして風評被害は落ち着いています。海洋放出後の検査でも異常は確認されていません。

9 月は記録的な豪雨により香港市内の多数の箇所で浸水し、MTR 黄大仙駅が水没しました。2023 年は台風の当たり年とも言えるほど香港周辺は繰り返し台風に見舞われました。

11 月は香港ディズニーランドに新しく「アナと雪の女王」エリア（魔雪奇縁世界/World of Frozen）がオープンしました。世界中のディズニーランドの中で唯一、香港にだけあるということで海外からのディズニーファンにも注目されています。新しいエリア内にはアトラクションが 2 つと北欧風料理のレストランもあります。

2023 年はコロナショックから立ち直り、日常を取り戻した一年でした。香港行政長官は 2024 年の目標として「香港経済の活性化」と「市民の生活の向上」を掲げました。

その一方で今年も値上げは必至です。世界情勢から言っても香港に限らず世界的な物価上昇、値上げラッシュとなっているため仕方ないとはいえ、世界で最も生活費が高い都市と h 言われる香港において、市民の生活を直撃することになります。

今年 4 月 1 日より、ゴミ袋が有料化となります。ゴミ袋のサイズは 9 種類（3L、5L、10L、15L、20L、35L、50L、75L、100L）あります。1Lにつき 0.11 香港ドルで、香港内のスーパー、コンビニ、郵便局など身近で購入できるほか、自動販売機やオンラインでも購入できるということです。ゴミ袋には入らない大きさの粗大ゴミは、袋の代わりに指定のラベルを購入して貼り付けます。大きさに関わらず 1 個あたり 11 香港ドルです。



タクシー料金もまた値上がりします。香港中心部を走る赤色タクシーの初乗り運賃は現在 27 香港ドルですが、32 香港ドルへ値上げ、新界を走る緑色タクシーの初乗り運賃は 23.5 ドルから 28 ドルへ値上げとなります。改定時期は今年 3 月と見込まれています。

また電気料金の値上げ、水道料金の値上げも予定されています。今後ますます増える電気自動車に欠かせない充電も、政府の管理下の駐車場では無料で充電できましたが、民営化するに連れて充電も有料になっていく動きです。

そして昨年から今年にかけては、香港内で新しいショッピングモールの開業ラッシュが続いています。

2023 年 7 月 MTR 大圍駅には駅直結の「圍方(The Wai)」が完成、日系では味噌煮込みうどん山本屋 1 号店を始め、ユニクロ、MUJI、任天堂、など 150 店舗が入りました。

9 月末には MTR 啓徳駅に出口直結で複合施設「AIRSIDE」がオープンしました。飲食店やショップの他、展示館「GATE33」には啓徳空港やキャセイパシフィック航空の貴重な資料が展示されています。日系企業も多数出展している中、ペットショップ「All Japan Pet」が香港初出店しました。このモールはペット関連の店が多いのが特徴です。啓徳エリアにはこのほか、2024 年に「そごう」が入る予定の新たなショッピングモールも建設中です。

12 月 12 日黄竹坑には初めての駅直結ショッピングモール「THE SOUTHSIDE」ができました。テナントにはテコンドー教室や囲碁教室が出店しています。香港島南エリアでは初のショッピングモールで、香港南部の開発は今後も活発に進む見込みです。

そして香港国際空港第二ターミナルに超大型ショッピングモール「11 天空/11Skies」が 2024 年から 2025

年にかけて段階的にオープンします。香港最大の広さを誇り、モール内には日系の「キッザニア」が進出することで話題となりました。他にも韓国のアートミュージアム「ARTE MUSEUM」や、熊のパディントン 테마にした「Paddington Play Adventures」が入り、子供から大人まで楽しめます。

2024 年も香港はさらに発展し、変化し続けていくでしょう。今年一年も香港にとってさらに飛躍の一年になるよう願うところです。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

－お問い合わせ先－

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon,
Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>



2024 年に注視、対応すべき 日中の重要な法律法規（会社法改正、 外商投資法ほか）を解説 ～特に会社法の改正施行や外商投資法の移行 期間の終了に注意～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

2024 年に中国に独資企業、合弁企業を有する日本本社にとり、日中双方において、注視、対応すべき重要規定や移行期間の期限到来があり、日中双方の法務・税務の観点から抜粋して紹介し、留意事項を説明します。

＊ ＊本稿は 2023 年 12 月 29 日付け改正公布「会社法」ⁱ以前に執筆したものです。但し、下記 1－(1) の 5 項目は第三稿の草案内容が踏襲されました（アップデート箇所は茶字参照、改正内容は JP マイツ通信 2024 年 2 月号にて詳述しています） ＊ ＊

1. 中国における重要規定

2024 年には現在草案審議中の改正会社法や増値税法が公布される可能性や、2020 年 1 月から施行された外商投資法の移行措置の期限到来など、重要な法律法規が目白押しです。

(1) 会社法の改正

現在までに 3 回の審議が実施され、直近（第 3 稿）草案より、重要項目の一部を以下に抜粋しますⁱⁱ。

- **有限責任会社の会社設立時、5 年以内払込期限を設定**（2013 年改正法以前の建付けに回帰）
- **董事、監事、高級管理職に加え、出資違反行為の直接責任者など、個人への罰則化の拡大**
- **少数株主の権利保護、及び支配株主と実質的支配者に対する規範化・厳罰化**
（支配株主の権利の濫用により会社や他の株主の利益を著しく害する場合、当該株主は出資持分を合理的な価格で会社を買取するよう請求できる権利ほか）
- **別段の規定がない限り、出資比率に基づき減資するとの、減資に対する制限**
- **社債にかかる関連規制の整備**（公募債と非公募債共に発行可能の旨を明記、また転換社債の発行企業を上場会社から全ての株式（股份）有限会社に拡大ほか）

現行会社法から大きく改変された第 1 稿や第 2 稿と同様に、第 3 稿にも現地法人運営に大きな影響を及ぼし得る重要項目が多々追加されていますが、上記のうち特に**赤字項目に絞り、以下に補足説明**します。

まず従前、2013 年改正会社法により、登録資本金の払込期限（有限責任公司では 2 年以内に全額払込等）にかかる条項が撤廃されました。結果として、現状、登録資本金のみを大きく設定し、払込資本が充実しない等の弊害が生じた為、第 2 稿までに出資義務や虚偽出資違反への厳格化や罰則強化等が規定されました。更に**第 3 稿では、会社設立時 5 年以内の払込期限**（第 47 条）が加重されました。**この為、公布が予想される 5 年超の払込期間を有する現行企業の取扱いに係る補充規定を注視する必要があります。**

また現行規定下、減資は外商投資参入特別措置（所謂“ネガティブリスト”）の対象項目で無ければ届出事項であり、**実務的にも無償減資、有償減資共に、減資後の出資比率の変更も含め、容認されています。**しかし、第 3 稿では“登録資本を減少する場合、別段の規定がない限り、

出資者の出資比率に照らし、対応する出資額を減少させる”等（第 224 条）が加重され、条文中に忠実に読めば例えば、一方の出資者が合弁関係の解消を、他方の出資者は独資化による存続を希望する場合に、撤退側の出資者が現地法人からの払戻しにより資本を回収するとの、現行形式での有償減資は原則不可となります。

更に、現行法と比較して、会社法草案では、董事、監事、高級管理職、との個人に対して連帯責任や賠償責任を要求するなど一貫して個人レベルにまで罰則を科す姿勢が鮮明ですが、第三稿では更に出資金の見せ金行為に対する直接責任者等に罰金を科す（第 252 条→改正法 253 条へ）等も加重されました。

2025 年 1 月 1 日以降、市場監督管理部門は、法により組織形態、組織機構等を調整せず、変更登記をしない既存の外商投資企業に対し、その他の登記事項の申請を受理せず、関連状況を公表する。（第 44 条）

(2) 増値税法の制定

現在、1993 年 12 月公布の「増値税暫定施行条例」（以下“現行条例”と表記）を廃止し、新たに最上位の法律として増値税法を制定中です。本稿執筆時点では中国の立法法の原則に従い、更に一回（以上）の審議を要するうえ、既往 JP マイツ通信の通り、現行条例と比較すれば多くの変更点がありますⁱⁱⁱが、基本的には“營改増”（営業税と増値税との 2 種類の流通税を増値税に統合）後の現行制度を踏襲した草案内容であり実務的な影響は限定的と考えます。

(3) 外商投資法における移行措置の期限到来

外商投資法は 2020 年 1 月に施行され、2024 年 12 月末に 5 年間の移行措置期限が到来します。外商投資法の施行以前は、会社法と特別法である外資三法が重疊的、且つ後者が優先適用されていましたが、実務的には 2006 年以降に設立さ

れた外資による全額出資企業（外商合弁企業を含む）に関しては、既に会社法を踏襲しており、特段の問題は生じ得ない建付けです。一方、もし移行期間措置の終了に伴う影響があるとするれば、主として中国内資企業等との中外合弁企業（或いは中外合作企業）のうち、未だ機関設計等の変更を行っておらず旧制度を継続している企業となります。

一方で、旧制度下では中外合弁企業では董事会が最高意思決定機関であり、且つ重要事項（定款変更、増減資、合併・分割、解散・清算）には全会一致が求められる為、もし中方とデッドロック状態にあれば、未だに現行制度（株主会が最高意思決定機関、且つ重要事項（定款変更、増減資、合併・分割、解散又は組織形態の変更）は特別決議として 3 分の 2 以上の議決権を有する株主によって採択など）に移行していない可能性があります。もし移行期間を経過した場合、外商投資法実施条例^{iv}では以下等の定めがありますが、同期間経過後の取扱いについて、現状、追加規定等は特段、見受けられません。

2. 日本における重要規定

令和 5 年度税制改正にて、OECD/G20 の「BEPS 包括的枠組み」合意に基づくグローバル・ミニマム課税に対応すべく、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等が創設されました。同制度は所得合算ルール（Income Inclusion Rule）と呼ばれ、親会社が海外子会社等の所得を合算して申告する制度です^v。

すなわち、もし対象となる海外子会社等の現地での税負担が 15%未満の場合、当該ルールに則れば、日本本社に対し当該子会社等の税負担が最低税率（15%）に至るまで課税されるとの建付けです。中

国の企業所得税の基本税率は 25%ですが、優遇税制の享受により実効税率が 15%を下回るケースは有り得ます。しかし、同制度は一定対象会計年度に



において総収入金額が7億5,000万ユーロ相当額（≒1,125億円<1€=150円で換算>）以上の特定多国籍企業グループ等が対象となる為、適用対象企業は極めて限定されます。

3. 留意事項

2024年に注視すべき重要規定の筆頭は、改正会社法と言えます。董事、監事や高級管理職等の個人への罰則強化、出資者責任の厳格化に止まらず、機関設計や減資への影響など、公布されれば非常に広範な事項に影響が生じ得ます。また、外商投資法も今年が移行措置期間の最終年であり、旧制度の枠組みを維持したままの中外合弁企業には注意を要します。

一方、日本側では、上記のグローバル・ミニマム課税の適用対象となれば重大な影響が生じ得ますが、対象企業は限定されており、寧ろ、親子ローン金利の設定方法にかかる「移転価格事務運営要領」（事務運営指針）の2022年6月一部改正が、より多くの企業に影響を及ぼし得ると考えます^{vi}。尚、更にサイバーセキュリティ法や個人情報保護法等の関連規定^{vii}、ご本社から照会の多い中国出張者等に対する反スパイ法^{viii}関連の影響有無など、注視すべき中国関連規定は枚挙に暇がありません。

マイツグループは、本年も重要規定の解説を始め、皆様の対中ビジネスを各種支援して参ります。



- ⁱ 改正法（主席令第15号）の原文は右記 URL を参照のこと。URL：[中華人民共和国公司法_中国人大网 \(npc.gov.cn\)](http://www.npc.gov.cn)
- ⁱⁱ 会社法改正にかかるこれまでの主要な審議内容は右記 URL を参照のこと。URL：[公司法修订_中国人大网 \(npc.gov.cn\)](http://www.npc.gov.cn)
- ⁱⁱⁱ 2023年3月に改正された立法法の原文は右記 URL の通り。URL：[中华人民共和国立法法_中国人大网 \(npc.gov.cn\)](http://www.npc.gov.cn)
また二稿草案の詳細などは JP マイツ通信 (2023 年 11 月号) は右記 URL を参照のこと。URL：[ニュースレター アーカイブ | 株式会社マイツ \(myts.co.jp\)](http://myts.co.jp)
- ^{iv} 原文は右記 URL の通り。[中华人民共和国外商投资法实施条例 - 国家法律法规数据库 \(npc.gov.cn\)](http://www.npc.gov.cn)
- ^v 詳細は、右記 URL など国税庁 HP 等を参照のこと。URL：[0023003-075.pdf \(nta.go.jp\)](http://www.nta.go.jp)
- ^{vi} 同改正内容の詳細は下記 URL 等を、中国現地法人と日本本社への影響は JP マイツ通信 2023 年 12 月号を参照のこと。
URL：[「移転価格事務運営要領」の一部改正について\(事務運営指針\) | 国税庁 \(nta.go.jp\)](http://www.nta.go.jp)
- ^{vii} これらの原文は“中央ネットワーク安全と情報化委員会弁公室”の HP 等を参照のこと。URL：[政策法规_中央网络安全和信息化委员会办公室 \(cac.gov.cn\)](http://www.cac.gov.cn)
- ^{viii} 原文は右記 URL の通り。URL：[中华人民共和国反间谍法_中国政府网 \(www.gov.cn\)](http://www.gov.cn)

マイツグループ

日本国内に 3 拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に 10 拠点(上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港)を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】：<http://www.myts.co.jp>

【TEL】03-6261-5323／【FAX】03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原（しのはら）Email：yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。